

## 議会運営委員会の活動状況

### ■議会運営委員会

議会運営に関する事項を中心  
に、議会関係の条例および会議  
規則などに関する事項、議長が  
諮詢した事項などについて審  
査・調査しています。

〔委員会開催回数27回〕

### 【審査・調査の概要】

通常の議会の運営に関する協  
議のほか、今年度は特に台風12  
号に係る補正予算などの議案に  
ついて、休会予定日に本会議を開  
催し審議を行うなど、慎重かつ  
柔軟な議会運営を行いました。

また、東日本大震災による未  
曾有の被害を受けた宮城県議会  
および岩手県議会の災害時の議  
会活動について調査を実施しま  
した。

### 「みえ県民力ビジョン及び行動 計画(仮称)(最終案)」並びに 「三重県行財政改革取組(中間 案)」に基づく今後の「県政運 営」等に関する申し入れ

1月26日、正副議長および各  
行政部門別常任委員長から知事  
に対し、「みえ県民力ビジョン  
及び行動計画(仮称)(最終案)」

並びに「三重県行財政改革取組  
(中間案)」に基づく今後の「県  
政運営」等に関する申し入れを行  
いました。

### ①「みえ県民力ビジョン及び行 動計画(仮称)」について

行動計画における取り組みを  
推進した結果、「みえ県民力ビ  
ジョン(仮称)」の理念がど  
こまで実現したかということに  
ついても、県議会や県民に分  
かるように報告すること  
・「現場重視」の考え方を明確に  
した上で、「みえ県民力ビジョ  
ン及び行動計画(仮称)」の着  
実な推進を図ること

### ②「三重県行財政改革取組」につ いて

新たに設置する危機管理統括  
監について、外部登用を含め  
検討するとともに、県内外で  
大きな灾害が発生した場合に  
は、現地に入り、対策本部を  
設置するなどの対応を検討す  
ること

・県組織の見直しに当たって  
は、東海・東南海・南海地震  
に対する一層の防災体制の充  
実を図るとともに、危機管理  
機能をさらに強化すること  
・重要な施策と考えられる文化  
振興、農商工連携、東紀州対  
策について、本庁の組織編成

の見直しにおいても十分配慮  
すること

・県民センターなどの地域機関  
については、平成25年度に必  
要な見直しを実施するとして  
いるが、来年度からでも、で  
きるところから改善すること  
とすることを決定しました。

拠出金の使途等については、  
各会派の代表による検討会での  
協議結果を受け、全額を宮城県  
の「東日本大震災復興基金」に  
23年、24年の2回に分けて、寄  
附することとなり、本年2月22  
日に正副議長が宮城県を訪問  
し、村井知事に寄附金の目録を  
お渡ししました。

また、議員は知事と同様に住  
民によつて直接選挙される公選  
職であるとし、知事との関係で  
報酬のあるべき水準が検討され  
ました。

検討の結果、報酬の対象と考  
えられる議員の活動時間数を知  
事の公務遂行時間数の七割と  
し、条例本則に規定された知事  
の給料月額に0・7を掛けて報  
酬月額が算定されています。

なお、算定額に関しては十分  
に議員の活動を保障するもので  
あるか、県民の理解が得られる  
かの2点について、当事者である  
議員による検証と県民への説明  
の必要性も述べられています。

### 議員報酬等に関する在り方調査会中間報告の概要

本調査会では、議員報酬のあり方を検討するに当たり、法制  
度や他の自治体の状況などを調  
査するとともに、全議員を対象  
に活動実態アンケート調査が実  
施されました。

また、議員は知事と同様に住  
民によつて直接選挙される公選  
職であるとし、知事との関係で  
報酬のあるべき水準が検討され  
ました。

検討の結果、報酬の対象と考  
えられる議員の活動時間数を知  
事の公務遂行時間数の七割と  
し、条例本則に規定された知事  
の給料月額に0・7を掛けて報  
酬月額が算定されています。

なお、算定額に関しては十分  
に議員の活動を保障するもので  
あるか、県民の理解が得られる  
かの2点について、当事者である  
議員による検証と県民への説明  
の必要性も述べられています。

## 東日本大震災の復旧・復興支援

三重県議会では、昨年6月14  
日の代表者会議で、東日本大震  
災の復旧・復興支援のために、  
議員報酬の10%を12か月分、総  
額で5110万8千円を拠出する  
ことを決定しました。

本調査会では、議員報酬のあり方を検討するに当たり、法制  
度や他の自治体の状況などを調  
査するとともに、全議員を対象  
に活動実態アンケート調査が実  
施されました。

また、議員は知事と同様に住  
民によつて直接選挙される公選  
職であるとし、知事との関係で  
報酬のあるべき水準が検討され  
ました。

検討の結果、報酬の対象と考  
えられる議員の活動時間数を知  
事の公務遂行時間数の七割と  
し、条例本則に規定された知事  
の給料月額に0・7を掛けて報  
酬月額が算定されています。

なお、算定額に関しては十分  
に議員の活動を保障するもので  
あるか、県民の理解が得られる  
かの2点について、当事者である  
議員による検証と県民への説明  
の必要性も述べられています。

### 問い合わせ窓口

三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13  
FAX 059-224-2877  
E-mail gikaik@pref.mie.jp  
三重県議会ホームページのアドレス  
http://www.pref.mie.jp/KENKAI/

この広報紙は、再生紙と  
環境にやさしい植物油  
インキを使用しています。

次回の発行は、平成24年(2012年)4月20日です。

